

最高裁秘書第3933号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月25日付けで東京地方裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

東京地裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4080号

令和4年1月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京地裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月3日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第39号

(2) 謝問日

令和3年12月27日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4081号

令和4年1月6日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

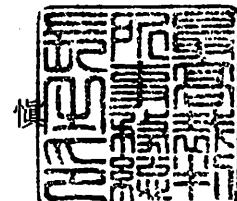
諮問番号 令和3年度（情）諮問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

東京地裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、開示対象文書として次の(1)及び(2)に掲げる各文書を特定した上、11月25日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

- (1) 「民事班その他の業務」と題する書面の抜粋
- (2) 「配布物早見表」と題する書面の抜粋

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 苦情申出人は、本件開示文書のうち原判断において不開示とした部分が法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、2の(1)及び(2)の各文書の不開示とした部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されており、これが公になると、報道

機関による取材活動の方法等が明らかとなるとともに、それに対する裁判所の一般的な対応についても明らかになるおそれがあり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

(2) よって、原判断は相当である。